

(沖繩及び北方問題に関する特別委員会)

沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、平成十七年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化に伴い、沖繩の置かれた特殊な諸事情を踏まえ、国が交付する交付金の額の算定に関する特例を定めるとともに、沖繩県知事が作成する沖繩振興特定事業計画に基づく事業に充てるための交付金制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、交付金を交付する場合の額の算定に関する特例

沖繩振興特別措置法別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合には、同法の規定の適用による補助率の嵩上げ措置を参酌して、交付金の額を算定する。

二、沖繩振興特定事業計画に基づく事業に充てる交付金制度の創設

沖繩県知事が作成する沖繩振興特定事業計画に基づく事業に充てるため、交付金制度を創設する。

三、施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。